

検討の背景・目的

- ・国土強靱化に関する国や地方自治体の取組が一定程度進展する一方、国民全般の理解は必ずしも深まっているとは言えない。（参考：国土強靱化という用語の認知度は約32%（次頁のWebアンケート調査結果））
- ・国や地方自治体、民間企業・団体等、様々な主体による国土強靱化の取組の円滑化を図るため、年次計画2021に「国土強靱化広報・普及活動戦略（仮称）」を策定する旨を位置付け、広報・普及啓発活動のあり方に関する検討会を設置し、検討を進めてきた。

検討会中間とりまとめ・今後の進め方

- ・令和4年1月、検討会は中間とりまとめを行った。（概要は次頁以下の通り。）
- ・これまでの取組における課題を検証・分析の上、改善の方向性を示し、広報・普及啓発の基本方針として、(1)国土強靱化の理念や具体的な効果等のわかりやすい発信、(2)受け手の視点に立った情報発信・適切な媒体の活用、(3)関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携、を掲げている。
- ・今後、中間とりまとめを踏まえ、内閣官房国土強靱化推進室において、関係府省庁の協力を得て、国土強靱化広報・普及活動戦略（仮称）を策定する予定。

国土強靱化の広報・普及啓発活動のあり方に関する検討会 委員名簿

磯打千雅子	香川大学地域強靱化研究センター准教授
小室広佐子	東京国際大学副学長 ・言語コミュニケーション学部長
田中 里沙	事業構想大学院大学学長、 (株)宣伝会議取締役（副座長）
藤井 聡	京都大学大学院工学研究科教授（座長）
松本 浩司	日本放送協会 解説主幹
矢守 克也	京都大学防災研究所教授

検討会のスケジュール

- 第1回 9/30
 - ・国土強靱化のこれまでの取組等について
- 第2回 10/28
 - ・地方自治体からのヒアリング
- 第3回 11/25
 - ・民間企業からのヒアリング、アンケート結果説明
- 第4回 12/17
 - ・検討会中間とりまとめ（案）について

広報戦略策定の背景・目的

- 国や地方自治体における国土強靱化の取組が進展する一方、国土強靱化に関する国民全般の理解は必ずしも深まっているとは言えない
- 今後広報・普及啓発活動を行うに当たっては、①国土強靱化の理念・考え方やその必要性について、国民全般の理解を醸成し、取組への共感を得ること、②それにより、国土強靱化の取組に対する社会全体の受容性を高め、また一人一人の行動変容を促して実際の取組につなげていくこと、を目的として、戦略的に進めていくことが重要。
- このような活動により、国や地方自治体、民間企業・団体等、様々な主体による国土強靱化の取組の円滑化と一層の連携を図る

国土強靱化とは何か

- 国土強靱化とは、「地震、津波、風水害などの大規模な自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指すあらゆる取組」
- 最大の目的は「人命・財産を守る」ことであり、防災だけではなく、国土政策や産業政策を含む幅広い概念。その取組の主体には、国や地方自治体だけでなく、民間企業・団体や、地域のコミュニティ、家庭や個人も含まれる。いわゆるハード・ソフトの両面の取組を指す。
- 国土強靱化は「国家百年の大計」として、将来の国土・地域の姿を見据え、継続的に取り組むべき施策

これまでの広報・普及啓発の取組(略)

これまでの取組における課題

- これまでの広報・普及啓発の取組を検証・分析すると、以下の課題がある
 - ・目的や対象を十分に定義・細分化しないままに実施され、適切な内容を適切な媒体で発信できていない。
 - ・イベント等がどのような政策に結びついているのか可視化されず単発の施策で終わっている。HP情報は効果的に活用されていないものが多い。
 - ・国土強靱化の取組を知らない層への働きかけができておらず、取組の広がりに欠けている。
- 国土強靱化の認知度等の把握のため、約1000名に対しWebアンケート調査を実施。その主な概要は以下のとおり。
 - ・国土強靱化の認知度は約32%。20～30代は約2割にとどまり、スマートフォンのみ所有する人の認知度は約12.5%。
 - ・国土強靱化を知っている人と回答した人は、国土強靱化の概念に当てはまる取組としてインフラ整備に関する項目を高い割合で選択。
 - ・国土強靱化の概念の全体像を説明した上で、国土強靱化に取り組むことが必要と回答した人は9割を超える。
 - ・20代はSNSの広報が効果的とする割合が高く、60代以上はポスターやパンフレットの評価が高いなど、年代による明確な差異が見られた。

改善の方向性

- (1) 広報戦略の明確化
- (2) 適切なコンテンツの作成
- (3) 適切な情報伝達手法の選定
- (4) 取組主体の役割分担と連携、継続的な取組
- (5) 具体的なアクションプランの作成とフォローアップ

広報・普及啓発の基本方針

(1) 国土強靱化の理念や具体的な効果等のわかりやすい発信

■ 理念や考え方のわかりやすい発信、具体的な取組の効果や地域の災害リスク等についての情報発信、ソフト面の取組の広報 等

(2) 受け手の視点に立った情報発信・適切な媒体の活用

■ 受け手の行動変容につながるような効果的な手法の採用、適切なタイミングをとらえた広報、マスメディアに向けたコンテンツの提供 等

(3) 関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携

■ 各主体による積極的な情報発信と連携、全体像が把握できるような取組の一元化・可視化 等

今後の具体的な取組

(1) 内閣官房

■ SNS等での情報発信の強化、関係府省庁等も含めた広報・普及啓発に関する情報の一元化・可視化、スマートフォンのバナー広告、動画・インフォグラフィックスの作成、ブログなどのプラットフォーム等様々な伝達手段・媒体の活用 等

(2) 関係府省庁

■ 主体的・積極的な広報・普及啓発、内閣官房との連携、関係業界や地域住民への周知 等

(3) 地方自治体

■ 地域計画の内容面の充実の検討、民間団体と連携した取組、広報・普及啓発活動の地域計画への位置付け 等

(4) 民間企業・団体

■ BCPの作成やオフィス・工場等の耐震化、サプライチェーンの維持等、企業が行う強靱化の取組の積極的な広報、レジリエンス認証の活用 等

(5) 地域コミュニティ・個人

■ 一人一人が国土強靱化の理念・考え方について理解を深め、自ら積極的に災害への備えについて取り組み、地域において活動を広げていく

終わりに(今後の進め方)

■ 本中間とりまとめを踏まえ、内閣官房においては、関係府省庁と協力の上、早急に広報戦略を策定。

■ 関係府省庁は、広報・普及啓発活動に関する各種の取組を年次計画2022において具体化し、その後も適切にフォローアップを行う。